# 令和元年度第4回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年7月19日(金)午前9時30分~午前10時40分
- 2 場 所 山口市役所(山口総合支所) A会議室
- 3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中22名:推進委員6名) 荒瀨 澄枝、伊藤 良雄、上田 正士、小野 基之、海地 博志、 片山 濶之、賀屋 忠之、神田 一夫、田戸 洋志、恒冨 竹司、 徳田 文雄、中川 惠美子、中谷 敏明、原田 雅恵、原田 好子、 藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、 山根 良男、吉冨 崇子

岡本 公一、德本 優、中川 晴吉、長尾 進、國長 廣治、 中山 隆之

- (2)欠席委員(2名)河村 吉人、山見 智盟
- (3) 事務局 末貞局長・吉村参事・福井副主幹・竹中
- (4)会議傍聴人
- 4 会議 (1)議事録署名委員指名
  - (2) 議案審議
  - (3) その他連絡事項

皆様、おはようございます。

これより令和元年度第4回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席22名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

上田 正士 委員 及び 小野 基之 委員 にお願いいたします。

(これより、座って進行させていただきます。)

それでは、農地法第3条に係る申請についての審議を始めます。

農地法に係る第1号議案から第11号議案まで、事務局より議案説明をお 願いします。

### 事務局

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、宮野上です。

申請地は、JR仁保駅から南西へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自己所有農地に隣接する申請地を取得し、経営規模の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は126アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第2号、秋穂二島です。

申請地は、二島地域交流センターから南西へ2.2から2.6kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し農業を営む者です。

現在、利用権を設定し耕作している父親所有の申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は、449アールとなり、また農地法第3条第2項の各 号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号、秋穂東です。

申請地は、大海総合センターから南西へ710mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

譲渡人の申し出に応え、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、59アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第4号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業兼サービス業を営む者です。

譲渡人の申し出に応え、申請地を取得し野菜を栽培し、農業経営の拡大を 図るものです。

取得後の経営規模は、68アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北西へ1.2 kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の申し出に応え、以前から耕作している申請地を取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は141アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第6号、江崎です。

申請地は、JR深溝駅から北東へ1.1から1.4kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する、農地所有適格法人です。

現在耕作している申請地を、農地売買等事業により取得し、農業経営の安定を図るものです。

取得後の経営規模は9,876アールとなり、また農地法第3条第2項の 各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第7号、深溝です。

申請地は、JR深溝駅から南へ610mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

自己所有地への通行の便益に供するため、申請地に地役権の設定を行うものです。

なお、農地法第3条による地役権の設定につきましては、経営に係る農地 等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障が生じる恐れがなく、公序良 俗に反するものでない場合に認められるものです。

議案第8号、徳地引谷です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から西へ1.3 kmに位置する、 農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は133アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第9号、徳地鯖河内です。

申請地は、徳地地域交流センター串分館から北東へ1.3 kmに位置する、 農用地区域内の農地及び公共投資の対象となっていない小団地の第2種農 地です。

申請人は、防府市内に居住し、農業兼建築業を営む者です。

親族から贈与を受け、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は57アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第10号、阿東生雲西分です。

申請地は、阿東地域交流センター生雲分館から北東へ830mから

1. 7 k mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する公務員です。

申請地を取得し、水稲を栽培し農業経営に参入するものです。

取得後の経営規模は59アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第11号、阿東生雲東分です。

申請地は、JR渡川駅から南西へ1.6kmに位置する、農用地区域内の 農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、自宅近くの申請地を取得し、農業経営の拡大を図る ものです。

取得後の経営規模は289アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので、「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

以上で農地法第3条の許可申請に係る議案の説明を終了します。 御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果を順次お願いします。 なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

徳地地区委員

問題ありません。

阿東地区委員

問題ありません。

議長

事務局からの議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

議案第1号から議案第11号につきましては、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問 はありませんか。

A委員

はい。

議長

はい。A委員さん。

A委員

7ページの議案第10号についてですが、譲渡人の経営面積が約77アールとなっており、面積の内訳が自作地48アール、借地29アールとなっている。しかしながら、譲渡する土地の合計は59アールと自作地以上に譲り渡すことになるが、整合性はとれているのか。

また、譲受人は新規就農者だが、営農ができる状況なのかを知りたいため、 差し支えなければ、年齢や営農方法について、御説明いただきたい。

B委員

経営面積の説明については、事務局へお願いしますが、営農関係については、私が御説明いたします。譲渡人と譲受人は、苗字は異なりますが親子であり、農機具においても併せて譲り受けていました。親族の土地ということもあり、すでに田は水稲の作付けがされ、畑も果樹やこんにゃくが植えてある状況でした。そのような耕作状況等を鑑み、問題ないと判断しました。

A委員

了解しました。

議長

事務局どうぞ。

事務局

経営面積について御説明させていただきます。

荒廃している農地においては、経営面積・自作地に計上されないため、自作地より譲渡する農地の方が多くなっていると考えられます。このことについては、特に議案に影響しないため、このまま進めていただけたらと思いますがよろしいでしょうか。

議長

A委員さん、よろしいでしょうか。

A委員

はい。

議長

B委員さん補足説明ありがとうございました。親子ということもありますので、特に問題ないと思われます。経営面積については、事務局は改めて確

認をお願いいたします。

その他には御意見は無いでしょうか。

無いようですので、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只 今審議しました議案第1号から議案第11号について、一括で採決を行いま す。

全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

# 【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る申請については、 全て「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。 農地法第4条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは8ページを御覧ください。

合わせて、参考位置図15ページをお開きください。

議案第12号、古熊一丁目です。

申請地は、JR上山口駅から南へ530mに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある第3種農地です。

以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域と説明させていただきます。

申請人は、埼玉県入間市内に居住する無職の者です。

隣接の自己所有地を有効利用するため、道路として整備するものです。

議案第13号は取り下げられました。

議案第14号、小郡下郷です。

申請地は、JR周防下郷駅から北西へ650mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請地は、小中学校が近く、需要が見込めるため、事業所用地として造成するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時 に施行いたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第15号、徳地三谷です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から東へ6kmに位置する、公共 投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

薪ストーブを増設するにあたり、薪の加工場及び保管場所が必要となるため 資材置場として造成するものです。

なお、申請地は、平成31年3月25日に農地法の許可を得ることなく資材 置場として一部造成されたものですが、徳地地区協議会で追認され、申請人か らは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

以上の農地法第4条に係る議案第12号、議案第14号及び議案第15号につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。 なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

中央地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

徳地地区委員

問題ありません。

議長

事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案 審議に入ります。

議案第12号及び議案第14号・議案第15号につきましては、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよ

ろしくお願いします。

議長

それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問 はありませんか。

# 【意見なし】

議長

意見が無いようですので、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。それでは、採決に入ります。只今審議しました農地法第4条に係る審議について、採決を行います。農地法第4条に係る申請について、「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

### 【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る申請については、 山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

それでは、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。 農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、12ページを御覧ください。 合わせて、参考位置図19ページをお開きください。

議案第16号、仁保下郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから西へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

通勤や将来両親の面倒を見るのに都合の良い、実家近くの父親所有の申請地 を譲り受け、自己用住宅を建設するものです。

議案第17号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北へ1.6kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、周南市内に本店を有し、建設業を営む法人です。

営業所の移転に伴い、移転先の既存事務所に隣接する申請地を取得し、駐

車場造成等の敷地拡張を行うものです。

議案第18号、大内長野です。

申請地は、大内地域交流センターから東へ1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅街であり、近隣の開発地の売れ行きも好調で、需要が見込めることから宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第19号、大内矢田北六丁目です。

申請地は、山口インターチェンジから西へ900mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅街であり、近隣の開発地の売れ行きも好調で、需要が見込めることから宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第20号、大内矢田南六丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、店舗や小学校が近く、居住環境に恵まれているため建売住宅を建設するものです。

議案第21号、桜畠六丁目です。

申請地は、JR宮野駅から北へ690mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は宅地化が進み、学校、スーパー、医療関係等集合しており、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第22号、吉敷佐畑五丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから南西へ760mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、建設業を営む者です。

現在借家住まいで、家族が増え手狭になったため、申請地を借り受け、自己 用住宅を建設するものです。

なお、申請地は、平成21年に農地法の許可を得ることなく資材置場として 造成されたものですが、中央地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地 法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第23号、松美町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から北東へ460mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、防府市内に居住する会社員です。

両親の面倒を見るため、実家に近い申請地に自己用住宅を建設するものです。

議案第24号、葵一丁目です。

申請地は、JR湯田温泉駅から西へ680mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、不動産賃貸業を営む法人です。

隣接地に所有する貸事務所の駐車場が不足しているため、申請地を借り受け、駐車場として造成するものです。

議案第25号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから東へ2kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、飲食業を営む者です。

申請地に隣接する、自己の営む飲食店の駐車場が手狭になったため、申請地を借り受け、駐車場として造成するものです。

なお、申請地は、平成30年9月に農地法の許可を得ることなく駐車場として造成されたものですが、中央地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第26号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから東へ1.1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、下関市内に居住し、不動産賃貸業を営む者です。

申請地周辺は、学校が近く、近隣に店舗も多く需要が見込めるため、共同住宅を建設するものです。

議案第27号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから東へ1.9kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都新宿区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。 日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大 を図るものです。

議案第28号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから東へ1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、閑静な住宅街で、近隣の開発地の売れ行きも好調で、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第29号、秋穂二島です。

申請地は、二島地域交流センターから北西へ600mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第30号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ2.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第31号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ1.8kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県福山市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。 日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡 大を図るものです。

議案第32号、秋穂西です。

申請地は、秋穂総合支所から北西へ1.9kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都新宿区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。 日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡 大を図るものです。

議案第33号、嘉川です。

申請地は、嘉川地域交流センターから西へ70mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第3種農地です。

申請人は、市内に居住する医師です。

歯科医として開業するため、申請地を取得し診療所を建設するものです。 なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第34号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県東広島市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を借り受け、太陽光発電設備を設置し、売電事業の 拡大を図るものです。

議案第35号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県福山市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。 日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡 大を図るものです。

議案第36号、江崎です。

申請地は、嘉川地域交流センターから西へ1kmに位置する、公共投資の

対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市佐伯区内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第37号、江崎です。

申請地は、嘉川地域交流センターから西へ1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、島根県鹿足郡吉賀町(かのあしぐんよしかちょう)に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第38号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から西へ890mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市安佐南区内に居住する会社役員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第39号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市佐伯区内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第40号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県広島市佐伯区内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第41号、佐山です。

申請地は、JR本由良駅から北西へ160mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県広島市西区内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第42号、小郡上郷です。

申請地は、JR仁保津駅から西へ400mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

申請人は現在借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になったため、父親が所有する申請地を借り受け、自己用住宅を建設するものです。

議案第43号、小郡新町二丁目です。

申請地は、JR上郷駅から西へ680mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、不動産賃貸業を営む者です。

申請地は、交通の便が良く、病院、大型商業施設等も近く生活環境に恵まれており需要が見込めるため、共同住宅を建設するものです。

議案第44号、阿知須です。

申請地は、阿知須総合支所から北東へ240mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、防府市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請人は、隣接地を宅地分譲しており、引き続き需要が見込めるということから申請地についても宅地分譲するものです。

議案第45号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から南へ890mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県広島市東区内に本店を有し、建設業を営む法人です。

JR西日本宇部線平成30年7月豪雨災害復旧工事に必要となる資材置場及び工事用車両進入路を造成するものです。

なお、一時転用ですので、申請人からは令和2年3月31日までに現状を 回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第46号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から北西へ510mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、家電販売業を営む法人です。

現在、店舗横に廃家電等を仮置きしているが、店舗敷地が手狭であり来客 駐車場の確保ができないため、申請地を取得し新たに資材置場を整備するも のです。

議案第47号、徳地堀です。

申請地は、徳地総合支所から北西へ470mに位置する、公共施設に比較的 近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。 日照条件の良い申請地を取得し太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大 を図るものです。

議案第48号、徳地堀です。

申請地は、徳地総合支所から北西へ430mに位置する、公共施設に比較的 近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。 日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡 大を図るものです。

議案第49号、徳地堀です。

申請地は、徳地総合支所から北西へ380mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。 日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡 大を図るものです。

議案第50号、阿東生雲東分です。

申請地は、JR三谷駅から南西へ340mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、東京都千代田区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。 日照条件の良い申請地に地上権を設定し、太陽光発電設備を設置し、売電 事業の拡大を図るものです。

議案第51号につきましては、取り下げられました。

議案第52号、阿東徳佐上です。

この事案につきましては、許可申請受理後、資金計画の不備が判明しました。

そのため、農地法第5条第2項第3号の一般基準において、計画の実現性 に問題があるため指摘をしたところ、事業実施者を変更して、再度提出する 旨の連絡を受けておりますので、この事案については、審議保留とします。

以上の農地法第5条の議案第16号から議案第50号につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。 なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

徳地地区委員

問題ありません。

阿東地区委員

議案第50号については問題ありません。議案第51号及び議案第52号 については事務局説明のとおり。

議長

只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

議案第16号から議案第50号につきましては、先ほど関係座長さんから

報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。 該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願い します。

議長

それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問 はありませんか。

# 【意見なし】

議長

意見が無いようですので、以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。 只今審議しました議案第16号から議案第50号について、一括で採決を行います。

全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

# 【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今採決しました農地法第5条に係る申請については、 山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。

次に、事業計画変更に係る申請についての審議を始めます。 事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、35ページを御覧ください。 合わせて参考位置図53ページをお開きください。

議案第53号、阿東徳佐中です。

申請地は、JR徳佐駅から北西へ2kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請地は平成31年1月28日付けで、営農型太陽光発電設備を目的とした農地法第4条の許可を受けましたが、新規に購入したコンバインが、想定より大きく、方向転換できないため、水田部分の杭の本数を減らすと共に、パネルの配置を変更するものです。

以上の事業計画変更の議案第53号につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。 なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

阿東地区委員

問題ありません。

議長

只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

議案第53号につきましては、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

# 【意見なし】

議長

意見が無いようですので、以上で事業計画変更に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました議案第53号について、採決を行います。議案第53号についてについて、「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

#### 【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました議案第53号については、「許可」と いたします。

次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、36ページを御覧ください。 農用地利用集積計画について説明いたします。

議案第54号です。

地区協議会において、協議していただいたとおりで、

合計30筆47,019㎡でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。御審議よろしくお願いいたします。

議長

只今、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から 意見等があればお願いします。

### 【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用集積計画につきまして、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

### 【委員举手(多数)】

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画通り「決定」とします。

次に、農用地利用配分計画に対する審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします。

事務局

それでは、37ページを御覧ください。

農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第55号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計8筆、13, 168㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意 見等があればお願いします。 C委員

質問よろしいでしょうか。

議長

どうぞ。

C委員

農用地利用集積総括表では、秋穂地区の申請が無いが、農地利用配分計画総括表では、1 筆・2, 0 7 0 ㎡の申請があることになっている。誤りがあるのではないか。

事務局

議長

各委員におかれましては、資料の修正をお願いいたします。その他に御意 見はないでしょうか。

特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

# 【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、 山口市に回答します。

次に、現況証明についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願い します

事務局

それでは、38ページを御覧ください。

合わせて、参考位置図54ページをお開きください。

議案第56号、秋穂東です。

登記地目が畑の土地1筆、545㎡については、平成5年頃から耕作をやめ、荒廃し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第57号、阿知須です。

登記地目が田の土地1筆、183㎡については、昭和50年頃から公衆用 道路として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお 諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました が、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

### 【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので議案第56号及び議案第57号の 現況証明を発行することに「異議なし」とする農業委員の挙手を求めます。

### 【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、現況証明につきましては全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。 次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の 一覧表を御覧ください。6月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の意見聴取事案については、別紙のとおりです。

なお、先月の第3回総会におきまして保留となった大内地区の5条申請及 び事業計画変更申請につきましては取り下げられましたので、御報告いたし ます。

報告については以上です。

議長

只今、事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

#### 【意見なし】

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

# 【意見なし】

議長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和元年度第4回山口市農業委員会総会議事録である。

令和元年7月19日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 上田 正士

署名委員 小野 基之

記録者 竹中 雅俊